

(2) TSUKASAの学生専用マンションを運営する司興産株より、申入れにもとづき改定された賃貸借契約書(入館契約書)を受領しました。確認したところ改善されていたので「申入れ終了のご連絡」を送付しました。

司興産株の賃貸借契約書(入館契約書)の改善点(終了文書より抜粋)

「申入れ」に対する改定内容											
＜中途退館＞についての条項											
(改定前)	6カ月分の賃料相当額を違約金として支払う										
(改訂後)	3カ月分の賃料相当額を違約金として支払う										
＜契約期間開始迄の解約＞についての条項											
(改定前)	<table border="0"> <tr> <td>契約期間の前年9月末日まで</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間の前年12月末日まで</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間の前年1月末日まで</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間の前年2月末日まで</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>契約期間の前年3月末日まで</td> <td>契約期間1年目の納入予定金額の内敷金・その他預かり金を除いた金額</td> </tr> </table>	契約期間の前年9月末日まで	5万円	契約期間の前年12月末日まで	15万円	契約期間の前年1月末日まで	30万円	契約期間の前年2月末日まで	50万円	契約期間の前年3月末日まで	契約期間1年目の納入予定金額の内敷金・その他預かり金を除いた金額
契約期間の前年9月末日まで	5万円										
契約期間の前年12月末日まで	15万円										
契約期間の前年1月末日まで	30万円										
契約期間の前年2月末日まで	50万円										
契約期間の前年3月末日まで	契約期間1年目の納入予定金額の内敷金・その他預かり金を除いた金額										
(改訂後)	<table border="0"> <tr> <td>契約期間の前年12月末日まで</td> <td>5万円(ただし賃料1カ月分の額が5万円に満たない場合は、賃料1カ月分とする)</td> </tr> <tr> <td>契約期間の前年1月末日まで</td> <td>賃料1カ月分</td> </tr> <tr> <td>契約期間の前年2月末日まで</td> <td>賃料2カ月分</td> </tr> <tr> <td>契約期間の前年3月末日まで</td> <td>賃料3カ月分</td> </tr> </table> なお、京都の物件については、3月9日までに解約した場合は5万円、3月10日以降は賃料3カ月分とする	契約期間の前年12月末日まで	5万円(ただし賃料1カ月分の額が5万円に満たない場合は、賃料1カ月分とする)	契約期間の前年1月末日まで	賃料1カ月分	契約期間の前年2月末日まで	賃料2カ月分	契約期間の前年3月末日まで	賃料3カ月分		
契約期間の前年12月末日まで	5万円(ただし賃料1カ月分の額が5万円に満たない場合は、賃料1カ月分とする)										
契約期間の前年1月末日まで	賃料1カ月分										
契約期間の前年2月末日まで	賃料2カ月分										
契約期間の前年3月末日まで	賃料3カ月分										

また、「お問い合わせ」、協議を受けて、消費者保護の観点で数か所改定されています。

(3) 学校法人村川学園が運営する大阪調理製菓専門学校(以下、専門学校)の学則等における中途退学及び休学の場合の要件に関する条項等について改善されました。

大阪調理製菓専門学校の学生より、「2年コースで入学したが、事情があり1年で退学したいと申し出たところ、学校側から、『2年分の学費を支払わなければ退学届けは受理しない。』と言われた。」など、中途退学の場合の要件に関する情報が、当団体に寄せられました。そこで同校の学則、学則施行細則等(以下、「学則等」という。)の内容について、2015年2月26日から同法人との間で、中途退学及び休学の場合の要件に関する条項等に関し、書面による意見交換を行い、2015年7月13日、学則等に対する「ご回答」を受領しました。

＜大阪調理製菓専門学校の学則、学則施行規則、ホームページ等で改善された主な点＞

- 平成26年度学則の「既納の納付金等は返還しない。」を平成27年度からは、「原則として既納の納付金は返還しないが、期間内に所定の手続をとった場合には、**入学金を除く納付金を返還する。**」という趣旨の記載に改められました。
- 平成26年度学則の「退学届を提出できる者は**在学契約期間の学費**を完納した者に限る。」を平成27年度から、「退学届を提出できる者は**当該年度の学費**を完納した者に限る。」と学則を改めました。
- 平成26年度学生便覧には、「Wライセンスシステム(※製菓衛生師科と調理師科の課程を各1年ずつ計2年で修めるコース)での入学者は、如何なる理由があっても2年間の在籍を有する。1年での辞退、途中変更は認められない。」との記載を平成27年度から削除しました。

行事のご案内

(1) 平成27年度地方消費者グループフォーラム in 和歌山

- 学んで、気づいて、つながって～すべての地域で安心してくらしのために～
- 日時 2016年2月8日(月) 11:00～16:20
 - 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階大ホール(和歌山市北出島 JR和歌山駅徒歩10分)
 - 内容 11:00～16:20 壁新聞交流会 13:00～16:20 全体会・グループ討議

(2) 2015年度大阪府消費者フェア

- 日時 2016年2月20日(土) 11:00～15:30
- 場所 グランフロント大阪 北館1階ナレッジプラザ(大阪市北区 JR大阪駅より直通)
- 内容 にぎわい広場(ステージ、パネル展示、手作り工作、あそびコーナー)

(3) 2015年度ひょうご消費者セミナー

- 日時 2016年3月7日(月) 午後予定
- 場所 兵庫県民会館10階パルテホール(神戸市中央区 各線元町駅より徒歩10分)
- 内容 講演 角田龍平氏(弁護士)を予定、活動報告など



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

No.57
2015.12.25

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

貸衣装会社株VeaU、富久屋マネージメント株の2社が、解約条項の一部使用停止を求めたKC'sの訴えを認めました。

貸衣装会社株VeaU、富久屋マネージメント株の2社に対して、貸衣装解約条項の一部使用停止を求めた差止請求訴訟(2015年9月2日大阪地裁へ訴訟提起)の第1回裁判(口頭弁論期日)で被告は、訴えを全て認めました。

2011年6月、消費者から、「富久屋マネージメント株(以下、富久屋株)という会社と35万円で結婚式の貸衣装の契約を締結して、契約後3日後に解約をしたが、内金として支払済みの10万5000円を解約料として請求された。代金の30%という解約料は高額に過ぎる」との情報提供がありました。

KC'sは、2011年9月同社に文書で、契約条項などについて問い合わせました。その後も何度かKC'sから文書を送付しましたが、いっこうに返事がありません。2013年4月になって、同社から初めて文書が届きました。そこには、「富久屋株は経理業務をしているだけで、貸衣装の営業はVeaU Bridal社(後に株VeaUと社名変更)が行っている。KC'sのホームページから富久屋株の名称を削除してほしい」という内容でした。

KC'sでは、役員が両社で兼務されていることや、貸衣装の契約書に富久屋株の名称が記載されていることなどを富久屋株に指摘しました。そうしたところ、2013年5月25日に株VeaUから契約書を改訂する予定だとの連絡がありました。KC'sは契約の改訂内容と時期などを問い合わせましたが、結果的には、その後、両社からは何の連絡もありませんでした。

2015年9月2日、KC'sは富久屋株と株VeaUの両社を被告に「契約日から挙式日30日前までの間の解約料を、契約金額の30%」との契約条項の使用差止をを求める裁判を、大阪地方裁判所に提訴しました。この条項が消費者契約法9条に反して、不当に高額な解約料であると考えたからです。2015年10月30日の第1回期日では、KC's理事長が意見陳述をして、株VeaUが契約書を改訂すると表明しながら、当初の間



第1回裁判での請求認諾についての記者会見

い合わせから4年を経過しても実際には対応してこなかった不誠実さについても指摘をしました。

もっとも、その第1回裁判で、両社は被告答弁書陳述で、KC'sの主張を認諾することを表明しました。認諾とは、両社がKC'sの主張を認めることです。認諾調査が作成されますが、それは判決と同じ意味を持ちます。その意味で、両社の不当に高額な解約料条項の差止というKC'sの意図は、実現できました。しかし、そのためにかかった4年を超える時間を思えば、両社がその前の話し合いの段階で誠実に対応してくればという思いが否定できません。適格消費者

2社が認めたKC'sの請求の要旨

- 1 消費者との間で、貸衣装契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解約金について、契約条項にて「①契約日からご使用の30日前まで 契約金額の30%」とする意思表示を行ってはいけません。
- 2 前項記載の契約書用紙を破棄せよ。
- 3 従業員らに対し、「当該条項を含む契約書の廃棄と当該条項による事務を行わない。」と記載した書面の配布。などを求めました。

団体による差止請求は最終的には裁判によりま
す。でも、もっとも効果的で、実際に有効な解
決が、適格消費者団体と事業者での話し合いに
よって、今後の契約条項の修正を含めた合意を
することにあります。

KC's 10周年記念シンポジウム 「10年の軌跡と今後10年への期待—消費者とともに—」を開催。

2015年12月5日、KC's 10周年記念シンポジ
ウムを新大阪江坂東急REIホテルで開催しまし
た。112人が参加しました。

【あいさつ】



KC's 理事長榎彰徳
冒頭、榎理事長
からKC'sは関西
の消費者団体、弁
護士、司法書士、
消費生活相談員、
研究者、消費者、
事業者合せて18

団体と69個人の共同・協働の力によって2005
年12月3日に設立され、2007年8月23日に適格
消費者団体の認定を内閣総理大臣から受け、消
費者団体訴訟制度にもとづき、8件の訴訟提起、
事業者に改善を求める活動では、これまでに81
の事業者に書面でのやり取りや協議をし、様々
な改善を実現し、10周年を迎えたことを紹介し
ました。

「消費者裁判手続特例法」が、2016年10月1
日から施行され、制度を担う特定適格消費者団
体の認定を得るべく準備を進めることに対して
引き続きの支援を呼びかけました。

【基調講演1】「消費者被害拡大防止と回復： 海外の制度・団体について」

関西大学法学部准教授

カライスコス・アントニオス氏



内容は、フランス
とギリシャなどの消
費者団体の組織、活
動内容、公的資金、
集団訴訟などの特徴
を比較して説明いた
だきました。日本の消費者団体と組織面、影響
度、公的資金面等の違いがよくわかりました。
今後、「適正な社会づくり」を視点に活動して
いく必要があること、世界では政府や自治体が
消費者団体、特に公益的な活動をしている消費
者団体には資金援助をするのは当然のこととい
うことがわかりました。

認諾によって現在の違約金条項は使用できま
せん。KC'sは、そうした条項を両社が使った場
合に違約金を課す間接強制の申立てをします。

今度こそ、両社には、消費者に理解される適
切な条項を真摯に考えてほしいと思います。

【基調講演2】「消費者被害拡大防止と回復： 日本の制度・団体について」

筑波大学社会工学域准教授 高橋義明氏



消費者団体が、消費
者に関わり消費者力
をアップさせ、消費
者が他者を配慮する
ことができる市民性
を持つ社会が、消費者
市民社会と紹介されま
した。また、消費者団
体の役割は、消費者
市民社会づくりにむ
けて、消費者のため
に教育、情報提供、
相談などを行い、行
政に対するロビー活
動や政策論議への参
画をすすめることの
必要性を示されました。

また、消費者団体の役割は、消費者市民社会づくりにむけて、消費者のために教育、情報提供、相談などを行い、行政に対するロビー活動や政策論議への参画をすすめることの必要性を示されました。しかし、日本の消費者団体の現状は、海外と比較すると①小規模団体が多数、②相談、商品テストという事業モデルが少ない、③事業収入、行政の補助が共になりに少額にとどまっています。日本の消費者団体の将来像として、消費者ニーズのよりの確な把握と活動の見える化、安定的な財源確保が必要となっていることを紹介されました。

【パネルディスカッション】

お二人の基調講演のあとパネルディスカッ
ションとして「10年の軌跡と今後10年への期
待—消費者とともに—」を行いました。パネリ
ストは、内閣府消費者委員会河上正二委員長、
カライスコス・アントニオス氏、高橋義明氏、
KC's事務局長の西島秀向。コーディネーターは、
KC'sの坂東俊矢常任理事が担当しました。

内容は①消費者団体は消費者被害の拡大防止
に何ができるのか？②KC'sは、消費者の被害
回復と公正な市場の実現のために、これから何
ができるのか？③KC'sの10年後にはこうあり
たい、の三つの論点で発言いただきました。河
上委員長から「適格消費者団体と消費者の連携・
信頼のためには上から目線ではだめ、専門家は平
易な言葉、わかり
やすい表現ができ
るのも大切」と発
言があり、参加者
がうなずく姿があ
りました。



また、会場発言として専門家、事業者、消費
者の立場で関わってこられた方々に発言いた
だきました。

最後に、KC'sの10年後の夢を、西島事務局長
が次のように語りました。

- ①消費者団体と様々なネットワークを組み、各
自治体でセミナーを実施。
- ②教科書にKC'sの記載があり、授業で活動報
告。NHK7時のニュースの最後に集团的消費
者被害回復制度の案件が紹介。新制度で損害
賠償を受けた消費者がKC'sファンクラブ結成。
- ③活動の公益性が評価され、助成金が1億円。
会費値下げ、会員1万人。寄付が5千万円。
- ④消費者庁からインターンシップ受入れ。検討

2015年度京都消費者問題セミナー「『食べもの情報』ウソ・ホント」を開催。

2015年11月12日コープ.イン.京都で「2015
年度京都消費者問題セミナー『食べもの情報』
ウソ・ホント」が開催され82人の参加がありま
した。主催は、KC's、京都府、NPO法人コン
シューマーズ京都、適格消費者団体NPO法人
京都消費者契約ネットワーク (KCCN)、京都
生協、京都府生協連の6団体です。京都市が後援。

京都消費者契約ネットワーク・高嵩英弘理事
長のあいさつのもと、「『食べもの情報』ウソ・
ホント～健康食品で健康が買えますか?」と題
して群馬大学名誉教授、農学博士の高橋久仁子
氏による講演がありました。



「がまんしないで食べたいものを好きに食べ
ても痩せられる→
こういうものはあ
りません!」と、
食べ物や栄養が病
気や健康に与える
影響を過大に評価
する「フードファ

委員長は、日弁連会長になるより難しい。

参加いただいた方からは、KC'sの取り組みが
よく理解できたなど、今後の期待を寄せるご意
見をいただきました。

シンポジウムのまとめとして、飯田副理事長
から消費者との関わりを強め、来年に施行をむ
かえる新制度に向けての準備、次の10年を奮闘
する決意を述べ閉会いたしました。

シンポジウムの後、72名の参加で10周年記
念レセプションを行い、映像で10年の歩みを紹
介し、これまで関わりのある12名の方々にご発
言をいただきました。

ディズム」の問題点を、小気味よく、怒りを込
めて告発されました。トクホや機能性食品につ
いても、「統計上有意な差があったとしても、
それが実生活上好影響があるかどうかは別」と、
過信や過大評価をしないことが大事、と訴えら
れました。

その後、適格消費者団体の健康食品に対する
取組みとして、KC'sから健康食品販売会社の株
式会社世田谷自然食品と株式会社えがおに対す
るお問い合わせ活動、KCCNからサン・クロ
レラ販売株式会社に対する差止訴訟の報告を行
いました。

コンシューマーズ京都食プロジェクト有地淑
羽氏からは、「健康食品に関する新聞広告調査」
報告として、6月より毎日のように掲載される
健康食品に関する新聞広告について調査した結
果について、発表がありました。

そもそも今の健康食品業界の事業活動は、消
費者の選択する権利を不当に歪めていないか、
考えさせられるシンポジウムとなりました。

差止裁判・申入れ活動のについて

(1) 日本セーフティー(株)についての情報を提 供ください。

家賃保証委託事業者の日本セーフティー(株)の
債権回収業務にて、「業務適正化に係る自主ル
ール」及び「自主ルールに関する細則」の遵守が
徹底されているかについての情報を提供ください。

自主ルールで遵守を求めているのは次のよう
なことをやらないことです。

- 契約者に賃料の滞納が生じていることを契約
者以外の第三者に明らかにすること。
- 社会通念に照らして不適當な時間帯(午後9
時から午前8時まで)に契約者に電話をかけ

たり、住居を訪問したりすること。

- 契約者の勤務先その他の住居以外の場所に電
話をかけたり訪問したりすること。
- 契約者の住居または勤務先を訪問し、契約者
から退去して欲しいと言われているのに、そ
の場所から退去しないこと。

上記に反する事例があれば、事例と合わせて、
電話などのやり取りの音声録音し、ご提供を
お願いいたします。

また、日本セーフティーに限らず、類似の事
例もありましたら情報提供をお願いいたします。
KC's情報受付 ☎06-6945-0729まで